

令和2年第4回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和2年4月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第4回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一 (欠席)	9番 武井 正道
10番 手嶋 博行	11番 手嶋 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三		

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・報告第 3号 農地法第4条の規定による届出について
- ・報告第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松田 勝久
係長	中村 敬一郎
事務吏員	松尾 康年
事務吏員	水落 ひかる
事務吏員	岩切 範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 久保山 充 晃
主任主査 梶原 泰 弘
主 事 斉藤 圭 祐

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和2年第4回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。8番森部委員より欠席の届出がありますのでよろしくお願いいたします。それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議事録署名人に5番手嶋委員、6番田中委員を指名いたします。よろしくお願ひします。それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

10ページまで59件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から59番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から59番について、これを受理いたします。11ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。

16番林委員。

16番 (林委員) 報告番号1番について、説明いたします。

届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。隣接市道から約90cm低く、水はけや機械等の乗り入れが悪いため、地上げし畑として利用するものです。作付け予定は、野菜と聞いております。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。

12ページをお開きください。次に、報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。2件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。

13番田中委員。

- 8 番 (田中委員) 報告番号1番について、説明いたします。転用者、申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、農業用コンテナ置場の整備です。転用の理由は、農作業の利便性向上のため、農地にタマネギとタマネギを入れるケースを保管する農業用コンテナを整備するものです。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。
次に、報告番号2番について担当委員の説明を求めます。
- 3番 田中委員
- 3 番 (田中委員) 報告番号2番について、説明いたします。転用者、申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は農業用倉庫の建築です。転用の理由は既存の農業用倉庫が、平成29年の災害による桂川の河川拡幅工事により買収されるため、新しい農業用倉庫135㎡を建築するものです。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 報告番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、報告番号2番について、これを受理いたします。
13ページをお開きください。次に、報告第4号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について」事務局の説明を求めます。報告番号1番と2番は関連がありますので一緒にお願いします
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。関連がありますので1番・2番併せて以上報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番、報告番号2番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、報告第4号について、これを受理いたします。
14ページをお開きください。次に、議案第1号「農地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
- 農業振興課 (斉藤) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
17ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

- 事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の11番手島委員、33番草場委員を指名いたします。
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の18番伊藤委員、24番塚本委員を指名いたします。
次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の15番穴見委員、22番坂田委員を指名いたします。
次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の15番穴見委員、31番高良委員を指名いたします。
次に審議番号5番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の3番田中委員、26番空閑委員を指名いたします。
次に審議番号6番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の11番手島委員、33番草場委員を指名いたします。
次に審議番号7番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号7番について、担当地区委員の1番藤原委員、6番田中委員、21番浦塚委員を指名いたします。
次に審議番号8番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号8番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号8番について、担当地区委員の18番伊藤委員、24番塚本委員を指名いたします。
次に審議番号9番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号9番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号9番について、担当地区委員の1番藤原委員、6番田中委員、21番浦塚委員を指名いたします。
次に審議番号10番について事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号10番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号10番について、担当地区委員の3番田中委員、26番空閑委員を指名いたします。
次に審議番号11番について事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号11番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号11番について、担当地区委員の14番櫻木委員、27番永井委員を指名いたします。
次に審議番号12番について事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号12番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号12番について、担当地区委員の7番原野委員、35番永露委員を指名いたします。
次に審議番号13番について事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号13番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号13番について、担当地区委員の1番藤原委員、6番田中委員、21番浦塚委員を指名いたします。
審議番号1番から13番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番から13番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
20ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。22ページまで9件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由として、譲受人は経営拡大、譲渡人は病気による労力不足です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (ありません)

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番 (手嶋委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与、権利移転の理由は、親から子への贈与です。農地法

第3条第2項には該当いたしません。

失礼しました。権利移転の理由について、親から子への贈与と言いましたが、子から親への贈与でございます。以上訂正いたします。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可いたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。

10番 (手島委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可いたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番 (藤原委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は相手方の要望によるもの。譲渡人は親が亡くなって以降経営縮小を考えていたとの事です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可いたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番 (藤原委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。譲受人・譲渡人の親の代に売買していたが登記がなされていなかったことが平成29年の災害により判明したものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可いたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1 番 (藤原委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。29番石松委員はいらっしゃいますか、おられないようですので事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は相手方の要望、譲渡人は遠方在住です。

譲受人・譲渡人は親戚関係にあり双方合意のうえでの申請です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

1 3 番 (田中委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。譲受人は経営拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

1 3 番 (田中委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人経営拡大、譲渡人は兵庫県在住です。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議の程よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

本日は急いでやっています。

休憩なしでいきます。

ビデオ上映の用意をしてください

(14時35分から14時55分まで、現地ビデオ上映)

15:00まで休憩します

15時00分再開。

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開します。

23ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。

4 番 (森山委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は貸付のための資材置場で転用の理由は賃料収入を得るため資材置場の整備です。農地法の運用は用途地域が定められている農地に該当します。なお、排水対策についても地元との同意ができています。

ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第4号は承認といたします。

24ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。26ページまで5件ございます。

ご審議方よろしく願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

議 長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的、理由は、共同住宅3棟を建築しアパート経営による家賃収入を得るものです。契約は売買。

農地法の運用については、西鉄馬田駅から300m以内に該当。

なお、生活排水は下水道接続、雨水等は水路へ流すことにしています。

地元の同意も得ています。

ご審議方よろしく願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は、事業所及び駐車場の整備です。理由は隣接地で犬の学校を運営しているが手狭なため、敷地を拡張して整備するもの。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地(敷地拡張)に該当します。
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。

4番 (森山委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。土地の所在を見てください。何ヶ所か一木が含まれています。一木は立石分ですけれども、ほとんどは甘木分ですが、東側の一部が立石分となります。それから、譲渡人も土地は甘木ですけれども、一木の方がほとんどです1名が甘木の方です。転用の目的は貸店舗の建築です。理由は申請地が甘木インターチェンジに近く、交通の便や道路環境が良く、周辺に多くの商業施設が集積していて集客の相乗効果が見込まれるため、貸店舗を建設して賃料収入を得るものです。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地で就業機会増大寄与施設に該当します。なお、下水は下水道へ接続します。また、本町区長一木区長から水利等の同意は得ております。
ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番 (手島委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的、理由については、息子さんの自己用住宅を建設するため、お父さんの土地を借りて住宅建設をするものです。
なお、生活排水は合併浄化槽を設置し雨水とともに水路へ放流することで地元と合意済みです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地で集落接続に該当します
ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 500㎡以上の604㎡となったことに関して何か聞いてありますか。

11番 (手島委員) 聞いていません。

事務局 (松尾) 家の部分が500㎡、進入路部分が104㎡の合計604㎡となっています。
よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番 (藤原委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的、理由については、河川の復旧工事の関係で事業所及び資材置場として無断転用をしていますが、その件に関しては始末書が添付されています。今後も朝倉市で事業を行うため申請がなされているところです。
す。雨水等は河川へ放流することになっています。農地法の運用は、朝倉支所から500m以内に該当します。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
27ページをお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号1番から審議番号8番については、推進機構からの売渡しです。審議番号9番から12番については、推進機構からの買入れです。以上、1番から12番までの各計画につきましても、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から12番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番から12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番から12番は承認とし市長へ通知いたします。
30ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。34ページまで11件ございます。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
5番手嶋委員

5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地は、ビデオで見させていただいたとおり平成29年7月の九州北部豪雨災害により被災したため、今回非農地判断の申請が出されたものです。
ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。
- 5番 (手嶋委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地は、平成29年7月の九州北部豪雨災害により被災したため、1番と同じく今回非農地判断の申請が出されたものです。
ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。
- 5番 (手嶋委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地は、平成29年7月の九州北部豪雨災害により被災したため、1番・2番と同じく今回非農地判断の申請が出されたものです。
ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番武井委員。
- 9番 (武井委員) 審議番号4番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地は、20年以上前から宅地課税されており今回非農地判断の申請が出されたものです。
ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
- 15番 (穴見委員) 審議番号5番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地は、20年以上前から非住宅地課税されており今回非農地判断の申請が出されたものです。
ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
- 17番 (樋口委員) 審議番号6番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地を現地確認したところ立派な杉林でございます。今回非農地判断の申請が出されたものです。
ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
- 17番 (樋口委員) 審議番号7番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地を現地確認したところ立派な杉林でございます。今回非農地判断の申請が出されたものです。
ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。
- 12番 (畑委員) 審議番号8番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地は、平成29年7月の九州北部豪雨災害により被災したため今回非農地判断の申請が出されたものです。なお、この申請については農業振興課と協議済みです。
ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。
- 12番 (畑委員) 審議番号9番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地は、8番と同じく平成29年7月の九州北部豪雨災害により被災したため今回非農地判断の申請が出されたものです。なお、この申請については農業振興課と協議済みです。
ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。
- 12番 (畑委員) 審議番号10番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地は、8番・9番と同じく平成29年7月の九州北部豪雨災害により被災したため今回非農地判断の申請が出されたものです。なお、この申請については農業振興課と協議済みです。なお、現地は平榎という集落ですが、5年後サクラやモミジの植栽を行い公園化する予定です。
ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。
- 16番 (林委員) 審議番号11番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地は、ビデオで見られたとおり水路となっていますが過去に工事が行われたときに登記がなされていなかったものと思われまますので今回非農地判断の申請が出されたものです。
ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認いたします。
35ページをお開きください。次に、議案第8号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
- 農業振興課 (久保山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第8号は承認とし、市長へ通知いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:34)